

防衛大学校達第4号

防衛庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第51条の規定に基づき、防衛大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する達を次のように定める。

平成17年3月31日

防衛大学校長 西原 正

防衛大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する達

改正 平成19年1月9日防衛大学校達第1号

平成21年3月31日防衛大学校達第6号

平成29年5月31日防衛大学校達第8号

（目的）

第1条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供の手續等について必要な事項を定めるものとする。

（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供事務の統括）

第2条 大学校の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する事務の統括は、機関等個人情報保護課室である総務課が行う。

（機関等開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供担当課室）

第3条 大学校の機関等開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供担当課室は、別に定める保護管理者を長とする課室等（以下「各課等」という。）とし、開示、訂正及び利用停止等決定並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する事務を行うとともに、総務課が行う総合調整事務に協力しなければならない。

(保有個人情報の特定)

第4条 防衛省個人情報保護室から交付される開示、訂正及び利用停止請求書の写しは総務課が接受し、別紙様式第1により関係する各課等を指定して、保有個人情報に係る事務の開始を通知するものとする。

2 指定された各課等は、開示、訂正及び利用停止請求に合致すると考えられる保有個人情報を総務課に送付しなければならない。

3 指定された各課等は、請求書受付の日から原則として3日以内(休日及び補正に要した日数を除く。)を目途に保有個人情報を特定し、別紙様式第2により総務課に送付しなければならない。

4 前項により送付を受けた総務課は、請求書受付の日から原則として4日以内(休日及び補正に要した日数を除く。)を目途に特定した保有個人情報を防衛省個人情報保護室並びに開示、訂正及び利用停止担当課室に提出しなければならない。

(補正等)

第5条 前条の規定に基づき指定された各課等は、開示、訂正及び利用停止等決定に関する事務において、次の各号に掲げる事案が発生した場合には、その旨を別紙様式第3により総務課に通知しなければならない。

- (1) 補正が必要なとき。
- (2) 移送が必要なとき。
- (3) 第3者意見聴取が必要なとき。

(開示、訂正及び利用停止等決定手続)

第6条 第4条の規定に基づき指定された各課等は、開示、訂正及び利用停止等決定に係る判断を行うに当たっては開示、訂正及び利用停止担当課室と事前に調整し、緊密に連携して遺漏なきよう努めなければならない。

2 前項の各課等の長は、前項の調整結果を踏まえた開示、訂正及び利用停止等決定に係る意見について、特定後原則として10日以内を目途に別紙様式第4により総務課長に対し、保有個人情報開示、訂正及び利用停止決定通知書又は不開示、不訂正及び利用不停止決定通知書の案並びに全部開示、訂正及び利用停止以外の場合にあつては開示、訂正及び利用停止請求に係る不開示、不訂正及び利用不停止情報を明認した保有個人情報の写しを付して通知しなければならない。

3 総務課長は、前項の通知に基づき、学校長の決裁を得て、特定後原則として2週間以内を目途に上申の手続を行うものとする。

(非識別加工情報の提供に係る事務の指定)

第7条 機関等個人情報保護課室（総務課）は、防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する訓令（平成17防衛庁訓令第34号。以下「訓令」という。）第53条の3による提案があった旨の通知があったときは、対象となる個人情報ファイルを保有する各課等に対して、別紙様式第5により機関等提供担当課室として指定した旨を通知するものとする。

(個人情報ファイルの写しの送付)

第8条 前条で機関等提供担当課室として指定を受けた各課等（以下「指定を受けた各課等」という。）は、別紙様式第6により対象となる個人情報ファイルの写しを添付のうえ、速やかに機関等個人情報保護課室（総務課）に通知するとともに、適切な方法で写しを保管するものとする。

(第三者意見の聴取)

第9条 指定を受けた各課等は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第44条の8の規定により、第三者に対して意見提出の機会を与えることが必要であると認める場合には、別紙様式第7により機関等個人情報保護課室（総務課）へ通知するものとする。

(提案に対する審査の意見通知)

第10条 指定を受けた各課等は、法第44条の7第1項各号に掲げる基準（法第44条の12第2項の規定により準用する場合を含む。）に適合又は不適合についての意見を、別紙様式第8により、機関等個人情報保護課室（総務課）へ通知するものとする。

附 則

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月9日防衛大学校達第1号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日防衛大学校達第8号）

この達は、平成29年5月31日から施行する。

別紙様式第1（第4条関係）

平成 年 月 日

（保護管理者）

殿

総務課長

開示、訂正及び利用停止等決定に関する事務の指定について（通知）

標記について、別添のとおり保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求書の写しが送付されたので、事務を開始されたく通知する。

別紙様式第2（第4条関係）

平成 年 月 日

総務課長 殿

（保護管理者）

保有個人情報の特定について（通知）

標記について、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求書の写し（受付番号）に係る保有個人情報を特定したので別添のとおり送付する。

別紙様式第3（第5条関係）

平成 年 月 日

総務課長殿

(保護管理者)

開示、訂正及び利用停止等決定に関する事務に係る事案について
(通知)

標記について、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求書の写し（受付番号）に係る事務を遂行するに当たり、下記の事案が発生したので通知する。

記

- 1 事案の区分 補正 移送 第3者聴取
- 2 理由

別紙様式第4（第6条関係）

平成 年 月 日

総務課長 殿

（保護管理者）

開示、訂正及び利用停止等決定に係る意見について（通知）

標記について、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求書の写し（受付番号）に係る保有個人情報についての意見は下記のとおりであるので、決定通知書の案並びに全部開示、訂正及び利用停止以外の場合にあっては不開示、不訂正及び利用不停止情報を明認した保有個人情報の写しを付して通知する。

記

1	区分	開示	部分開示	不開示
		訂正	部分訂正	不訂正
		利用停止	部分利用停止	利用不停止

2 理由

別紙様式第5（第7条関係）

平成 年 月 日

（保護管理者）

_____ 殿

総務課長

機関等提供担当課室の指定について（通知）

標記について、別添のとおり訓令第53条の3に基づく提案の通知があったので、機関等提供担当課室として指定するとともに事務を開始されたく通知する。

別紙様式第6（第8条関係）

平成 年 月 日

総務課長 殿

（保護管理者）

個人情報ファイル（写）について（通知）

標記について、防衛大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する達（平成17年防衛大学校達第4号）第8条に基づき、別添のとおり対象となる個人情報ファイルの写しを付して通知する。

別紙様式第7（第9条関係）

平成 年 月 日

総務課長殿

（保護管理者）

第三者意見の聴取について（通知）

標記について、防衛大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する達（平成17年防衛大学校達第4号）第9条に基づき、下記の理由により第三者に対して意見提出の機会を与えることが必要であると認められるので通知する。

記

理由：

別紙様式第8（第10条関係）

平成 年 月 日

総務課長 殿

(保護管理者)

提案に対する審査の意見について（通知）

標記について、防衛大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する達（平成17年防衛大学校達第4号）第10条に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 区分 適合 不適合
- 2 不適合の理由